輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六十四号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の七の次に次の一号を加える。

一の八　別表第二の三（第三号を除く。）に掲げる貨物（別表第二の二〇から二一の三まで、二五、三五から三七まで、四〇、四一、四四及び四五の項の中欄に掲げる貨物を除く。）の別表第二の四に掲げる地域を仕向地とする輸出（経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）

第四条第二項第二号に次のように加える。

チ　別表第五第二号に掲げる貨物のうち、別表第二の三に掲げる貨物であつて、別表第二の四に掲げる地域を仕向地とするもの（第二条第一項第一号の八に規定する輸出に係るものに限る。）

別表第二の三の次に次の一表を加える。

別表第二の四（第二条、第四条関係）

アラブ首長国連邦、アルメニア、シリア、ウズベキスタン

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　齋藤　健

内閣総理大臣　岸田　文雄

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六十五号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第三条及び第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「

青　森	青森空港

」を「

青　森	青森空港
岩　手	花巻空港

」に改める。

別表第三青森空港の項の次に次のように加える。

花巻空港	花巻空港の区域及びその周辺おおむね四〇〇メートル以内の地域のうち、厚生労働大臣が指定する地域

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三

内閣総理大臣　岸田　文雄

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六十六号

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日を定める政令

内閣は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和五年法律第六十五号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行期日は、令和六年一月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄

厚生労働大臣　武見　敬三

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第二条の状態を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十二月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六十七号

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第二条の状態を定める政令

内閣は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和五年法律第六十五号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「法」という。）第二条の政令で定める状態は、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患（特定の疾患に分類されないものを含み、せん妄、鬱病その他の厚生労働省令で定める精神疾患を除く。）により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態とする。

附　則

この政令は、法の施行の日（令和六年一月一日）から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三

内閣総理大臣　岸田　文雄